NSW 州指定の感染地域から ACT に入域した場合は自己隔離が義務化(7 月 16 日 正午から)

## 【ポイント】

- ●首都特別地域(ACT)政府は16 日(木)正午から、NSW 州が指定する感染地域に滞在した後に ACT に入域した人に対し、症状がなくても、そこに滞在した日から14日間自己隔離することを義務化すると発表しました。
- ●現時点での NSW 州政府が指定する感染地域は、Casula の Crossroad Hotel、Casula の Planet Fitness、Picton の Picton Hotel です。対象日は以下ご参照ください。

## 【本文】

- 1 ACT 政府は16 日(木)正午から、NSW 州が指定する感染地域(対象日に滞在した人に自己隔離を義務化している地域)に滞在した後に ACT に入域した人に対し、症状がなくても、そこにいた日から 14 日間自己隔離を義務化することを発表しました。
- 2 現時点での NSW 州政府が指定する感染地域及び対象日は以下のとおりです。 Casula の Crossroad Hotel: 7月3日(金)~10日(金)までの間 Casula の Planet Fitness: 7月4日(土)~10日(金)までの間 Picton の Picton Hotel: 7月4日(土)、5日(日)、9日(木)、10日(金)
- 3 上記感染地域を対象日に滞在した後に ACT に入域した人は、ACT HEALTH の COVID-19 ヘルプライン(電話:02 6207 7244)に連絡して自己隔離するための支援を得ることが求められ、また症状がなくても検査を受けることが強く推奨されています。

OACT 政府ホームページ(NSW 州指定の感染地域から ACT に入域した場合の自己隔離)

https://www.covid19.act.gov.au/news-articles/act-covid-19-update-16-july-2020 ONSW 州政府ホームページ(感染地域詳細)

https://www.nsw.gov.au/covid-19/latest-news-and-updates

## 【参考となるサイト】

〇在シドニー日本国総領事館ホームページ (新型コロナウイルス情報及び領事メール)

https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itprtop\_ja/index.html (渡航情報, 感染·予防対策, 雇用·経済対策, 連邦·州·地域別情報) https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itpr\_ja/consul\_coronavirus.html (紀谷総領事 Twitter)

https://twitter.com/CGJapanSydney

(当館 Facebook)

https://www.facebook.com/CGJSYD/

## 【在シドニー日本国総領事館】

Consulate-General of Japan in Sydney Level 12, 1 O'Connell Street,

Sydney NSW 2000 Australia

代表電話(61-2)9250-1000

Fax(61-2)9252-6600

Web:https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itprtop\_ja/index.html

Email:japaneseconsulate@sy.mofa.go.jp

※このメールは在留届、たびレジ、総領事館メールマガジン配信登録/読者登録に登録されたメールアドレスに配信されております。

※「たびレジ」に簡易登録された方でメールの配信を変更・停止したい方は、以下のURLから手続きをお願いいたします。

(変更)https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/auth

(停止)https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete

※「メールマガジン」に登録された方でメールの配信を変更・停止したい方は、以下の URL から手続きをお願いいたします。

(変更)https://www.ezairyu.mofa.go.jp/mailmz/modify?emb=sydney.au

(停止)https://www.ezairyu.mofa.go.jp/mailmz/delete?emb=sydney.au